

秋田市東部市民サービスセンター 建築物環境衛生管理業務仕様書

標記業務の実施に当たっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)」(以下「ビル管理法」という。)などの関係法規を遵守し、快適な施設環境を維持すること。また、労働安全衛生法などの関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して業務を行うこと。

なお、本業務を実施するにあたっては、ビル管理法、同法施行令および同法施行規則などの関係法令に定められた有資格者を派遣し、同法等に定められた当該施設にかかる各種業務を行うこと。

1 業務内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の業務の受託(選任36ヶ月)

ビル管理法ならびに同法施行令および同法施行規則などの関係法令に定められた当該施設にかかる各種業務

- (2) 空気環境の測定
(3) 飲料水(水道水)の水質検査
(4) ねずみ等の点検・防除
(5) 報告書の提出

2の各業務終了後、その状況を、書面によりすみやかに報告するものとする。また、報告書の書式は、発注者の指示がない箇所は、受注者の標準書式とする。なお、必要に応じ報告書には作業写真も添付すること。

2 業務の実施時期

- (1) 空気環境の測定

測定点5ポイント (屋内4、外気1)	5月、7月、9月、11月、1月、3月に各1回
-----------------------	------------------------

- (2) 飲料水(水道水)の管理業務の水質検査

省略不可11項目	8月、2月に各1回
重金属4項目	
蒸発残留物1項目	
消毒副生成物12項目	6月1日から9月30日までの間に1回

- (3) ねずみ等の点検・防除

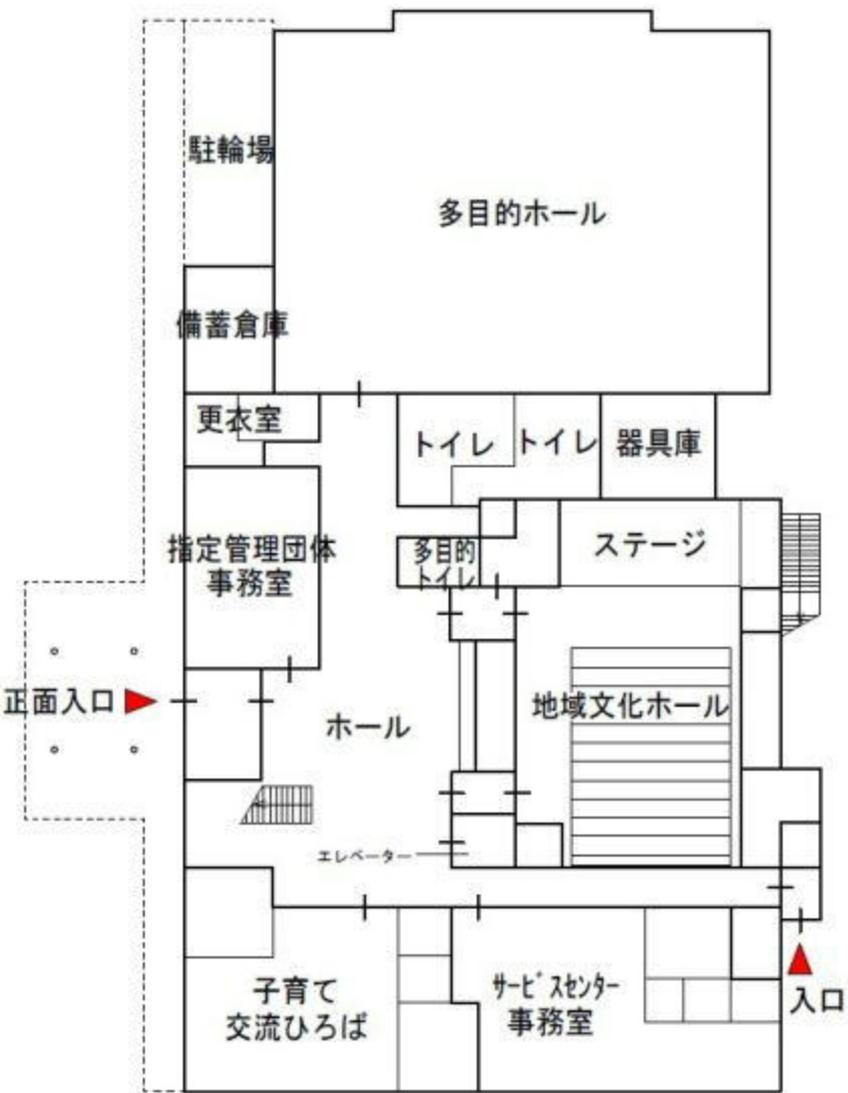
ねずみ、害虫の点検 および防除	8月、2月に各1回
--------------------	-----------

3 施設の概要

- (1) 名称 秋田市東部市民サービスセンター
(2) 住所 秋田市広面字釣瓶町13番地3
(3) 構造 鉄筋コンクリート造2階
(4) 面積 延べ床面積 2,538.98㎡

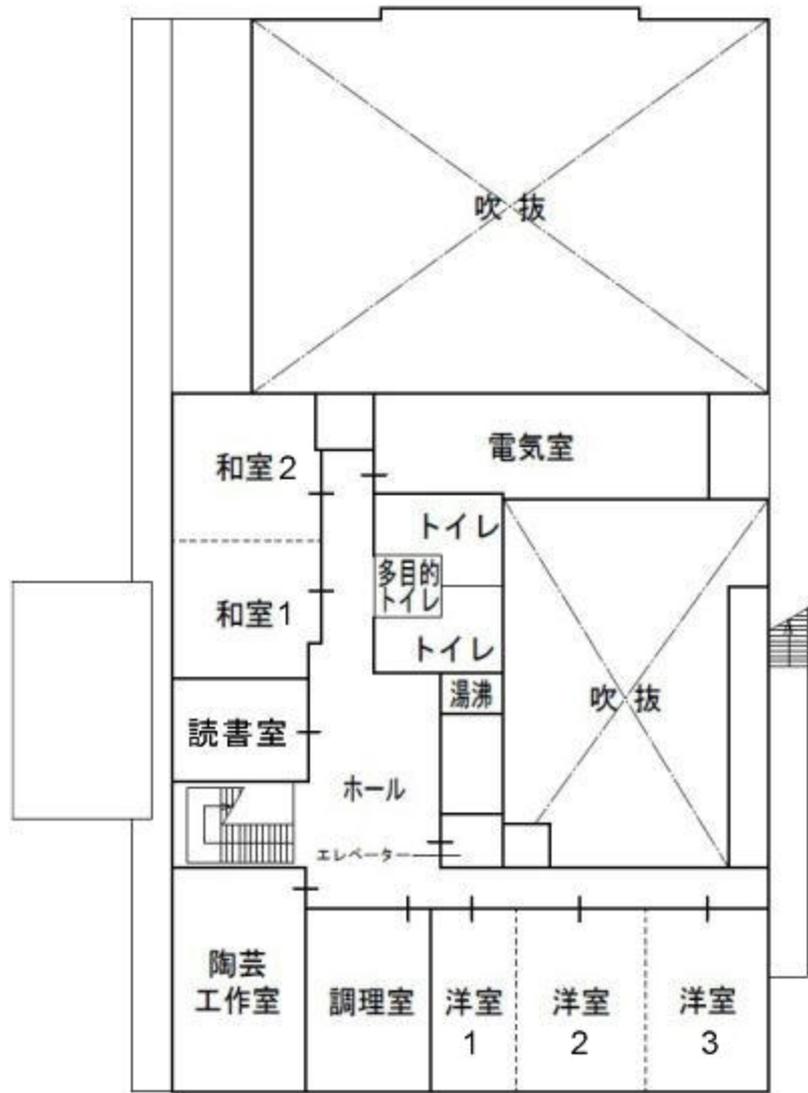
4 業務履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで



1階フロア

2 / 4



2階フロア

設 計 書

区 分	東 サ	所長	副所長	総務担当	設計担当者 東部市民サービスセンター TEL 8 5 3 - 1 0 3 9
業務番号	第 6 号				
年 度	平成 3 0 年度			作成年月日	
委 託 名	秋田市東部市民サービスセンター 建築物環境衛生管理業務委託			業務内容 1. 建築物環境衛生管理技術者の選任および同技術者の 当該施設にかかる業務 2. 空気環境測定 1 式 3. 水質検査 1 式 4. ねずみ等の点検・防除 1 式	
施 工 位 置	秋田市広面字釣瓶町 1 3 番 3			平成30年度 円 平成31年度 円 平成32年度 円	
設 計 金 額					
財 源 区 分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)				
施 工 期 日	平成 3 0 年 4 月 1 日 から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで				

名 称	品 種 形 状・寸 法	員 数	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
秋田市東部市民サービスセンター建築物環境衛生管理業務委託						
1) 建築物環境衛生管理技術者選任費		36	--	ヵ月		
2) 空気環境測定		18	--	回		
3) 水質検査						
省略不可11項目、重金属4項目、蒸発残留物1項目		6	--	回		
消毒副生成物12項目		3	--	回		
4) ねずみ等の点検・防除		6	--	回		
小 計						
消費税相当額						
合 計						